

城陽市水道事業及び下水道事業 における包括的民間委託事業 基本協定書（案）

※本協定書（案）は、共同企業体を想定して作成しています。本協定書（案）は優先交渉事業者と協議による内容調整を行いますが、単独企業が受託された場合は、当該調整時に共同企業体に関する規定を単独企業に適した規定に修正します。

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業 基本協定書（案）

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業（以下「本事業」という。）に関し、城陽市公営企業（以下「市」という。）と、〇〇〇を代表企業とし、△△△・□□□・◇◇◇を構成企業とする_____（以下「優先交渉事業者」という。）と、以下のとおり合意し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し優先交渉事業者が、公募型プロポーザルを経て、優先交渉すべき事業者として選定されたことを確認し、市と優先交渉事業者の間において、本事業に係る業務を一体として受発注する事業の契約（以下「事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての市及び優先交渉事業者双方の義務について必要な事項を定める。

（当事者の義務）

第2条 市及び優先交渉事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
2 優先交渉事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、募集要項、要求水準書、優先交渉事業者が提出した提案書類及びヒアリングでの説明等を遵守する。

（共同企業体の結成）

第3条 優先交渉事業者は、事業契約を締結するために、共同企業体を結成し、代表企業及び構成企業間で任意の様式により締結する共同企業体協定書の写しを市に提出する。

（事業契約の締結）

第4条 市及び優先交渉事業者は、事業契約を令和7年9月末までに締結するべく最大限努力する。

（準備行為）

第5条 市及び優先交渉事業者は、事業契約の締結前であっても、自己の責任及び費用で、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。

（事業契約不調時の取扱い）

第6条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び優先交渉事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担として、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から事業契約日の前日までとする。

（秘密の保持と情報の開示）

第8条 市及び優先交渉事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三

者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前承諾がある場合及び市又は優先交渉事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

(協議)

第9条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合、本協定の当事者は協議により解決する。

(準拠法)

第10条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第11条 本協定に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、京都地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするとともに、市及び優先交渉事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

以上を証するため、本基本協定を○通作成し、市及び優先交渉事業者の代表企業及び各構成企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日
(2025年)

京都府城陽市平川広田6-7番地
城陽市上下水道部
公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹内 章二

【優先交渉事業者】

代表企業

[所在地]

[商号]

[代表者]

構成企業

[所在地]

[商号]

[代表者]

[所在地]

[商号]

[代表者]

[所在地]

[商号]

[代表者]